

令和6年度補正予算高度無線環境整備推進事業公募要領

1 公募期間

令和7年1月17日（金）～令和7年2月7日（金）12：00【必着】

2 申請方法

（1）直接補助事業の場合

①総合通信局又は沖縄総合通信事務所への申請書提出

Eメール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システムやPrimeDrive等により、申請者の所在地を管轄地域とする総合通信局又は沖縄総合通信事務所に申請書類の電子データを提出してください。

②J グランツ（補助金申請システム）による申請

J グランツサイト（<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）にアクセスし、申請してください。

（2）間接補助事業の場合

間接補助事業の執行については、令和6年度補正予算においても引き続き、令和6年度当初予算の執行団体である一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）にて対応させていただきますので、同協会 HP（<https://www.ciaj.or.jp/broadband0602/>）をご確認ください。

3 採択スケジュール

提出された書類の審査等を行い、令和6年度中に内示及び交付決定を行います。

4 令和6年度補正予算の概要

（1）令和6年度補正予算の執行に当たっては、令和6年度当初予算の執行と同様の地域条件（※）において整備を行う場合が補助対象となります。

※ 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

（2）新たに整備する伝送路を地下に埋設する場合において、整備地域が要件1に該当し、埋設する理由が要件2又は要件3に該当するものに限り、補助率がかさ上げされます。

【要件1】申請の時点で財政力指数が0.5未満の市町村において行われること。

【要件2】南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づく防災対策推進地域（以下「防災対策推進地域」という。）又は首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項に基づく首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）において実施される事業であり、周囲に電力柱等が無い等の理由により、電線共同溝又は共同溝により地下に埋設することが困難な場合。

【要件3】防災対策推進地域又は緊急対策区域以外で実施される事業であり、電力柱の新設が制限されている等の理由により、地下に埋設しなければ整備が困難な場合

(3) 令和6年度当初予算では補助対象とならない「公設のままの高度化」を行う場合であっても、将来的な民間移行を見据えて行う事業であって、以下の要件1～4をすべて満たすものについては補助対象とします。補助率は、離島地域における事業の場合3/4、それ以外の地域の場合は1/2等です。

【要件1】申請の時点で公設設備の譲渡先がないこと。（申請時、1者以上の通信事業者と民間移行についての協議を実施した結果協議不調だった旨説明する書類の提出を求めます。）

【要件2】「設置から10年が経過した設備の更新を行うもの」又は「設備の冗長化を図るもの」であること。

【要件3】申請の時点で「公設のままの高度化」を行おうとする地域における光ファイバによるインターネットサービスの提供事業者が1者であること。

【要件4】補助事業の完了後5年を目処に民間事業者へ設備を譲渡する計画があること。（申請時、民間移行に関する具体的な計画の提出は求めませんが、完了後5年を目処に譲渡しなかった場合、交付決定に付する条件に基づき、補助金の返還を求める場合があるので、この点ご留意の上申請してください。）

(4) 災害によって被害を受けた設備等を復旧する事業について、新たに電気通信事業者も申請することが可能となりました。

5 留意事項

(1) 「公設高度化」関係

①補助事業完了後の民間事業者への譲渡について

通常、補助事業で取得した財産を処分制限期間内に処分する場合、処分には大臣の承認が必要になるほか、承認の際に国庫納付に関する条件を付すことが原則です。

しかし、令和6年度補正予算により「公設のままの高度化」を行う事業の場合、補助事業の完了後5年を目処に民間事業者へ取得財産を譲渡することを求めていることを踏まえ、これに係る譲渡（ただし、無償譲渡に限る。）については、届出書の提出をもって国庫納付の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。

②第三セクター法人への譲渡について

譲渡先である民間事業者には、第三セクター法人も含まれます。

なお、譲渡に係る協議を進めるに当たっては、第三セクター法人の健全な経営の維持の必要性に留意してください。

(2) 案件採択関係

公募申請された案件については、外部有識者の意見を聴取しつつ、全体の申請件数、予算額等を勘案し採択案件を決定します。

なお、応募多数により令和6年度補正予算の額ではすべての案件に対応できない場合には、事業内容に基づき優先順位付けを行った上で、補助金額の調整や令和6年度当初予算又は令和7年度当初予算での執行をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おき願います。

※ 優先順位付けにおいて考慮するポイントの例

- ・ 光ファイバ未整備地域の解消の度合い（整備対象世帯数の規模）
- ・ 整備対象エリアにおける光ファイバ未整備学校の有無

(3) 経過期間の計算関係

4（3）において、申請時点で「設置から10年が経過した設備の更新を行うもの」を要件に掲げていますが、経過期間の起算日は以下のとおりとします。

①単独事業で整備した場合

運用（サービス提供）を開始した日

②国等の補助事業で整備した場合

補助金等の額が確定した日（ただし、前年度会計分として翌年度に額の確

定が通知されたものについては、通知のあった年度の4月1日から起算する。)

(4) 譲渡手続き関係

自治体設備の民間事業者への譲渡については、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」および「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.htm) の記載内容も確認の上ご検討願います。